

# 土木工事共通仕様書

平成 27 年 3 月

広島高速道路公社

## ○適 用

本土木工事共通仕様書は、広島高速道路公社において実施する道路工事その他これに類する工事を受注した場合に適用する。

なお、本土木工事共通仕様書に定めがないものについては、最新の「土木工事共通仕様書（広島県）」によるものとする。

## 第1編 共通編

### 第1章 総則

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 第1節 総則                   | 1  |
| 1-1-1-1 適用               | 1  |
| 1-1-1-2 用語の定義            | 1  |
| 1-1-1-3 設計図書の照査等         | 5  |
| 1-1-1-4 施工計画書            | 6  |
| 1-1-1-5 コリンズ（CORINS）への登録 | 7  |
| 1-1-1-6 監督員              | 7  |
| 1-1-1-7 現場技術員            | 7  |
| 1-1-1-8 工事用地等の使用         | 8  |
| 1-1-1-9 工事着手             | 8  |
| 1-1-1-10 工事の下請負          | 8  |
| 1-1-1-11 施工体制台帳          | 9  |
| 1-1-1-12 受注者相互の協力        | 9  |
| 1-1-1-13 調査・試験に対する協力     | 10 |
| 1-1-1-14 工事の一時中止         | 11 |
| 1-1-1-15 設計図書の変更         | 11 |
| 1-1-1-16 工期変更            | 12 |
| 1-1-1-17 支給材料及び貸与品       | 12 |
| 1-1-1-18 工事現場発生品         | 13 |
| 1-1-1-19 建設副産物           | 13 |
| 1-1-1-20 工事完成図           | 16 |
| 1-1-1-21 品質証明            | 16 |
| 1-1-1-22 工事完成検査          | 16 |
| 1-1-1-23 既済部分検査等         | 17 |
| 1-1-1-24 技術検査            | 18 |
| 1-1-1-25 部分使用            | 18 |
| 1-1-1-26 施工管理            | 19 |
| 1-1-1-27 履行報告            | 20 |
| 1-1-1-28 工事関係者に対する措置請求   | 20 |
| 1-1-1-29 工事中の安全確保        | 20 |
| 1-1-1-30 爆発及び火災の防止       | 23 |
| 1-1-1-31 後片付け            | 24 |
| 1-1-1-32 事故報告書           | 24 |
| 1-1-1-33 環境対策            | 24 |

|          |                      |    |
|----------|----------------------|----|
| 1-1-1-34 | 文化財の保護               | 27 |
| 1-1-1-35 | 交通安全管理               | 27 |
| 1-1-1-36 | 施設管理                 | 30 |
| 1-1-1-37 | 諸法令の順守               | 30 |
| 1-1-1-38 | 官公庁等への手続等            | 33 |
| 1-1-1-39 | 施工時期及び施工時間の変更        | 34 |
| 1-1-1-40 | 工事測量                 | 34 |
| 1-1-1-41 | 不可抗力による損害            | 35 |
| 1-1-1-42 | 特許権等                 | 35 |
| 1-1-1-43 | 保険の付保及び事故の補償         | 36 |
| 1-1-1-44 | 臨機の措置                | 37 |
| 1-1-1-45 | 不具合等発生時の措置           | 37 |
| 1-1-1-46 | 契約内容の変更手続きの書面化の徹底    | 37 |
| 1-1-1-47 | 主任技術者及び監理技術者の変更      | 38 |
| 1-1-1-48 | 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者  | 38 |
| 1-1-1-49 | 下請負人名簿               | 40 |
| 1-1-1-50 | 下請負及び契約の制限           | 40 |
| 1-1-1-51 | 台帳等の整備               | 41 |
| 1-1-1-52 | 官民境界杭等の設置            | 41 |
| 1-1-1-53 | 暴力団等からの不当要求又は工事妨害の排除 | 41 |
| 1-1-1-54 | ダンプトラック等による過積載の防止    | 42 |
| 第2節      | 総則（2）                | 42 |
| 1-1-2-1  | 契約後VE工事              | 42 |

## 第2編 材料編

### 第1章 一般事項

|     |         |    |
|-----|---------|----|
| 第1節 | 適用      | 45 |
| 第2節 | 工事材料の品質 | 45 |
| 第3節 | 再生材     | 47 |

## 第3編 土木工事共通編

### 第1章 総則

|         |           |    |
|---------|-----------|----|
| 第1節     | 総則        | 48 |
| 3-1-1-1 | 用語の定義     | 48 |
| 3-1-1-2 | 工事費内訳書    | 48 |
| 3-1-1-3 | 工程表       | 48 |
| 3-1-1-4 | 支給材料及び貸与品 | 48 |

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 3-1-1-5 監督員による確認及び立会等 ..... | 48 |
| 3-1-1-6 数量の算出 .....         | 52 |
| 3-1-1-7 工事完成図の納品 .....      | 52 |
| 3-1-1-8 施工管理 .....          | 52 |
| 3-1-1-9 工事中の安全確保 .....      | 52 |
| 3-1-1-10 交通安全管理 .....       | 53 |
| 3-1-1-11 工事測量 .....         | 53 |
| 3-1-1-12 提出書類 .....         | 53 |
| 3-1-1-13 創意工夫 .....         | 53 |

## 第1編 共通編

### 第1章 総則

#### 第1節 総則

##### 1-1-1-1 適用

##### 1. 適用工事

土木工事共通仕様書（以下「**共通仕様書**」という。）は、道路工事その他これに類する**工事**（以下「**工事**」という。）に係る広島高速道路公社建設工事請負契約書（以下「**契約書**」という。）、広島高速道路公社建設工事請負契約約款（以下「**契約約款**」という。）、契約特約事項及び**設計図書**の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

##### 2. 共通仕様書の適用

受注者は、**共通仕様書**の適用にあたって、「広島高速道路公社請負工事監督要綱」及び「広島高速道路公社請負工事検査要綱」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を順守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、広島高速道路公社契約細則に基づくものであることを認識しなければならない。

##### 3. 優先事項

**契約書**に添付されている**設計書**、**特記仕様書**及び**図面**に記載された事項は、この**共通仕様書**に優先する。

##### 4. 設計図書間の不整合

**設計書**、**特記仕様書**、**図面**の間に相違がある場合、又は**図面**からの読み取りと**図面**に書かれた数字が相違する場合、受注者は**監督員**に**確認**して**指示**を受けなければならない。

##### 5. S I 単位

**設計図書**は、**S I**単位を使用するものとする。**S I**単位と非**S I**単位が併記されている場合は（ ）内を非**S I**単位とする。

##### 6. 仕様書・示方書等の適用

**共通仕様書**に定めない事項については各種関係示方書等によるものとする。

##### 1-1-1-2 用語の定義

##### 1. 監督員

**監督員**とは、**総括監督員**、**主任監督員**、**一般監督員**を総称していう。受注者には主として**主任監督員**及び**一般監督員**が対応する。

## 2. 総括監督員

**総括監督員**とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び**設計図書**の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における理事長に対する**報告**等を行うとともに、**主任監督員**及び**一般監督員**の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。

## 3. 主任監督員

**主任監督員**とは主任業務を担当し、主に、受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理、工事实施のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は受注者が作成した**図面**の**承諾**を行い、また、**契約図書**に基づく工程の管理、**立会**、**段階確認**、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ当該実施を**確認**することを含む。）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く。）、**設計図書**の変更（重要なものを除く。）、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における**総括監督員**への**報告**を行う者をいう。また、**一般監督員**の指揮監督並びに主任業務及び一般業務のとりまとめを行う者をいう。

## 4. 一般監督員

**一般監督員**とは、一般業務を担当し、主に受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**で軽易なものの処理、工事实施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した**図面**のうち軽易なものの**承諾**を行い、また、**契約図書**に基づく工程の管理、**立会**、工事材料試験の実施（重要なものは除く。）、**段階確認**を行う者をいう。

なお、**設計図書**の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合において、**主任監督員**への**報告**を行うとともに、一般業務のとりまとめを行う者をいう。

## 5. 契約図書

**契約図書**とは、**契約書**、契約約款、契約特約事項及び**設計図書**をいう。

## 6. 設計図書

**設計図書**とは、**設計書**、**仕様書**、**図面**、**工事に関する説明書**及びこれに対する**質問回答書**をいう。

なお、見積参考図書は積算数量及び任意仮設の積算内容を示したもので、**設計図書**にはならない。

## 7. 設計書

**設計書**とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

## 8. 仕様書

**仕様書**とは、各工事に共通する**共通仕様書**と各工事で規定される**特記仕様書**を総称していう。

## 9. 共通仕様書

**共通仕様書**とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等**工事**を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

## 10. 特記仕様書

**特記仕様書**とは、**共通仕様書**を補足し、**工事**の施工に関する明細又は**工事**に固有の技術的要求を定める図書をいう。

なお、**設計図書**に基づき**監督員**が受注者に**指示**した**書面**及び受注者が**提出**し**監督員**が**承諾**した**書面**は、**特記仕様書**に含まれる。

## 11. 工事に関する説明書

**工事に関する説明書**とは、**工事**の入札に参加する者に対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

## 12. 質問回答書

**質問回答書**とは、質問受付時に入札参加者が**提出**した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する**書面**をいう。

## 13. 図面

**図面**とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、工事完成図等をいう。

なお、**設計図書**に基づき**監督員**が受注者に**指示**した**図面**及び受注者が**提出**し、**監督員**が**承諾**した**図面**を含むものとする。

## 14. 指示

**指示**とは、**契約図書**の定めに基づき、**監督員**が受注者に対し、**工事**の施工上必要な事項について**書面**をもって示し、実施させることをいう。

## 15. 承諾

**承諾**とは、**契約図書**で明示した事項について、発注者若しくは**監督員**又は受注者が**書面**により同意することをいう。

## 16. 協議

**協議**とは、**書面**により**契約図書**の**協議**事項について、発注者又は**監督員**と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

## 17. 提出

**提出**とは、**監督員**が受注者に対し、又は受注者が**監督員**に対し、**工事**に係わる**書面**又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

## 18. 提示

**提示**とは、**監督員**が受注者に対し、又は受注者が**監督員**又は検査員に対し**工事**に係わる**書面**又はその他の資料を示し、説明することをいう。

## 19. 報告

**報告**とは、受注者が**監督員**に対し、**工事**の状況又は結果について、**書面**により知らせることをいう。

## 20. 通知

**通知**とは、発注者又は**監督員**と受注者又は現場代理人の間で、**監督員**が受注者に対し、又は受注者が**監督員**に対し、**工事**の施工に関する事項について、**書面**により互いに知らせることをいう。

## 21. 連絡

**連絡**とは、**監督員**と受注者又は現場代理人の間で、**監督員**が受注者に対し、又は受注者が**監督員**に対し、契約約款第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メール等の署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。

なお、後日、**書面**による連絡内容の伝達は不要とする。

## 22. 納品

**納品**とは、受注者が**監督員**に工事完成時に成果品を納めることをいう。



## 23. 書面

**書面**とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。

緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な**書面**と差し替えるものとする。

## 24. 工事写真

**工事写真**とは、**工事着手**前及び工事完成、また、施工管理の手段として各**工事**の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものいう。

## 25. 工事帳票

**工事帳票**とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。

## 26. 工事書類

**工事書類**とは、**工事写真**及び**工事帳票**をいう。

## 27. 契約関係書類

**契約関係書類**とは、契約約款第9条第5項の定めにより**監督員**を経由して受注者から発注者へ、又は受注者へ**提出**される書類をいう。

## 28. 工事完成図書

**工事完成図書**とは、工事完成時に**納品**する成果品をいう。

## 29. 工事関係書類

**工事関係書類**とは、**契約図書**、**契約関係書類**、**工事書類**、及び**工事完成図書**をいう。

## 30. 確認

**確認**とは、**契約図書**に示された事項について、**監督員**、**検査員**又は受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について**契約図書**との適合を確かめることをいう。

## 31. 立会

**立会**とは、**契約図書**に示された項目において、**監督員**が臨場により、その内容について**契約図書**との適合を確かめることをいう。

## 32. 工事検査

**工事検査**とは、**検査員**が契約約款第31条、第37条、第38条に基づいて、また**監督員**が契約約款第37条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。

## 33. 検査員

**検査員**とは、契約約款第31条第2項の規定に基づき、**工事検査**を行うために発注者が定めた者をいう。

## 34. 技術検査

**技術検査**とは、広島高速道路公社土木工事検査技術基準に基づき技術的な観点から工事中及び完成時の施工状況の**確認**及び評価を行うことをいい、請負代金額の支払いを伴うものではない。

35. 同等以上の品質

**同等以上の品質**とは、**特記仕様書**で指定する品質又は**特記仕様書**に指定がない場合、**監督員**が**承諾**する試験機関の品質確認を得た品質又は、**監督員**の**承諾**した品質をいう。

なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。

36. 工期

**工期**とは、**契約図書**に明示した**工事**を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいい、検査期間として13日間を見込んでいる。

37. 工事開始日

**工事開始日**とは、**工期**の始期日又は**設計図書**において規定する始期日をいう。

38. 工事着手

**工事着手**とは、**工事開始日**以降の実際の**工事**のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付**工事**における詳細設計又は工場製作を含む**工事**における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

39. 工事

**工事**とは、**本体工事**及び**仮設工事**、又はそれらの一部をいう。

40. 本体工事

**本体工事**とは、**設計図書**に従って、工事目的物を施工するための**工事**をいう。

41. 仮設工事

**仮設工事**とは、各種の仮工事であって、**工事**の施工及び完成に必要とされるものをいう。

42. 工事区域

**工事区域**とは、工事用地、その他**設計図書**で定める土地又は水面の区域をいう。

43. 現場

**現場**とは、**工事**を施工する場所、**工事**の施工に必要な場所及び**設計図書**で明確に指定される場所をいう。

44. S I

**S I**とは、国際単位系をいう。

45. 現場発生品

**現場発生品**とは、**工事**の施工により**現場**において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

46. J I S規格

**J I S規格**とは、日本工業規格をいう。

1-1-1-3 設計図書の照査等

1. 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、**監督員**が必要と認めた場合、受注者に**図面**の原図を貸与することができる。  
ただし、**共通仕様書**等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

## 2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に係る**設計図書**の照査を行い、該当する事実がある場合は、**監督員**にその事実が**確認**できる資料を**書面**により**提出**し、**確認**を求めなければならない。

なお、**確認**できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は、**監督員**から更に詳細な説明又は**書面**の追加の要求があった場合は従わなければならない。

## 3. 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、**契約図書**及びその他の図書を**監督員**の**承諾**なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

### 1-1-1-4 施工計画書

#### 1. 一般事項

受注者は、**工事着手**前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を**監督員**に**提出**し、施工計画書を順守して**工事**の施工に当たらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。

また、**監督員**がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な**工事**においては**監督員**の**承諾**を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要機械（船舶）
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む。）
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 段階確認に関する事項
- (11) 緊急時の体制及び対応
- (12) 交通管理
- (13) 環境対策
- (14) 現場作業環境の整備
- (15) イメージアップの実施活動
- (16) 安全・訓練の活動計画
- (17) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (18) その他

#### 2. 変更施工計画書

受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度、当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を**監督員**に**提出**しなければならない。

### 3. 詳細施工計画書

受注者は、施工計画書を**提出**した際、**監督員**が**指示**した事項について、更に詳細な施工計画書を**提出**しなければならない。

### 4. 重要構造物

受注者は、橋梁上部工・下部工等の重要構造物の施工に当たり、**設計図書**の読み間違いや測量の間違いを防止するための体制を施工計画書に記載するものとし、施工計画に従い履行するものとする。

### 5. 総合評価方式

受注者は、総合評価方式による入札を行った**工事**については、**提出**した技術資料に記載した内容（以下「評価内容」という。）について、施工計画書に記載しなければならない。

#### 1-1-1-5 コリنز（CORINS）への登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリنز）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

#### 1-1-1-6 監督員

##### 1. 監督員の権限

当該工事における**監督員**の権限は、契約約款第9条第2項に規定した事項である。

##### 2. 監督員の権限の行使

**監督員**がその権限を行使するときは、**書面**により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は**監督員**が受注者に対し口頭による**指示**等を行えるものとする。口頭による**指示**等が行われた場合には、後日**書面**により**監督員**と受注者の両者が**指示**内容等を**確認**するものとする。

#### 1-1-1-7 現場技術員

受注者は、**設計図書**で建設コンサルタント等に委託した**現場技術員**の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。

- (1) **現場技術員**が**監督員**に代わり**現場**で**立会**等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の**提出**に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。ただし、**現場技術員**は、契約約款第9条に規定する**監督員**ではなく、**指示**、**承諾**、**協議**及び**確認**の適否等を行う権限は有しないものである。

- (2) **監督員**から受注者に対する**指示**又は**通知**等を**現場技術員**を通じて行うことがあるので、この際は**監督員**から直接**指示**又は**通知**等があったものと同等である。

**監督員**の**指示**により、受注者が**監督員**に対して行う**報告**又は**通知**は、**現場技術員**を通じて行うことができるものとする。

#### 1-1-1-8 工事用地等の使用

##### 1. 維持・管理

受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。

##### 2. 用地の確保

**設計図書**において受注者が確保するものとされる用地及び**工事**の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、**工事**の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

##### 3. 第三者からの調達用地

受注者は、**工事**の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を順守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

##### 4. 用地の返還

受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、**設計図書**の定め又は**監督員**の**指示**に従い復旧の上、直ちに発注者に返還しなければならない。**工事**の完成前に発注者が返還を要求した場合も、遅延なく発注者に返還しなければならない。

##### 5. 復旧費用の負担

発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは、受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

##### 6. 用地の使用制限

受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

#### 1-1-1-9 工事着手

受注者は、**特記仕様書**に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、**契約図書**に定める工事始期日以降30日以内に**工事**に着手しなければならない。

#### 1-1-1-10 工事の下請負

受注者は下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、**工事**の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負人が広島高速道路公社の競争入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

### 1-1-1-11 施工体制台帳

#### 1. 一般事項

受注者は、**工事**を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が二以上ある場合は、それらの請負代金の総額）が 3,000 万円以上になる場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、**工事現場**に備えるとともに、その写しを**監督員**に**提出**しなければならない。

#### 2. 施工体系図

第1項の受注者は、この**工事**を施工するために下請け契約を締結したときは、特定建設業の許可の有無にかかわらず、また、当該下請契約の請負代金額の多寡にかかわらず、遅滞なく各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを**監督員**に**提出**しなければならない。

#### 3. 名札等の着用

第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（すべての下請負者を含む。）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ。）に、工事現場内において、工事名、**工期**、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札もしくは、CPD技術者証を着用させるものとする（上記内容が明確になれば名札にはこだわらない。）。

なお、**現場**での立場（監理技術者等）が明確になるよう留意すること。

#### 4. 施工体制台帳等変更時の処置

第1項の受注者は、施工体制台帳（工事担当技術者台帳を含む。）及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに**監督員**に**提出**しなければならない。

#### 5. 工事担当技術者台帳

第1項の受注者は、工事担当技術者台帳を施工体制台帳に追加して作成し、**工事現場**に備えるとともに、**監督員**に**提出**しなければならない。

なお、様式には監理技術者、主任技術者（下請負を含む。）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ。）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名、専任・非専任の別を記載するものとする。

#### 6. 役割分担表

受注者は、「役割分担表」を作成し、施工体制台帳と併せて**工事現場**に備えるとともに、**監督員**に**提出**するものとする。

なお、「役割分担表」には、施工体系図に記載した業者についての建設業の許可の種類、契約金額、主任技術者・監督技術者の別、専任・非専任の別、技術者氏名、契約内容、各社が実施する内容（管理・施工）について記載するものとし、「施工体制台帳」等と同様に変更が生じた場合は、その都度速やかに**提出**するものとする。また、施工体制台帳の作成をしない場合（法令による場合も含む。）は、**監督員**に**報告**するものとする。

### 1-1-1-12 受注者相互の協力

受注者は、契約約款第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。



## 1-1-1-13 調査・試験に対する協力

## 1. 一般事項

受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、**監督員の指示**によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に**通知**するものとする。

## 2. 低入札受注に伴う措置

受注者は、当該工事が広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱第37条に基づく調査基準価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 受注者は、施工体制台帳の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、これに応じなければならない。
- (2) **第1編 1-1-1-4 施工計画書**に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
- (3) 当該工事を中間技術検査の対象工事とする。なお、既に対象工事である場合は、検査頻度を上げるものとする。
- (4) 当該工事を品質証明の対象工事とする。なお、既に対象工事である場合は、品質確認の頻度を上げるものとする。この場合において、社内検査に要する費用等は受注者の負担で行うものとする。
- (5) 専任の主任技術者又は監理技術者の配置が義務づけられている**工事**において、主任技術者又は監理技術者と同一資格（同種・同規模工事経験を除く）を満たす技術者を別に専任で1名現場に配置する。建設工事共同企業体の場合は代表構成員を対象とする。ただし、当該技術者が現場代理人を兼務することはできない。

当該技術者は施工中、主任技術者又は監理技術者を補助し、主任技術者又は監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、当該技術者の氏名その他必要な事項を主任技術者又は監理技術者と同様に発注者に**通知**するものとする。

## 3. 低入札受注工事重点調査

受注者は、当該工事が広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱第37条に基づく調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、次の資料を準備した上で「低入札受注工事重点調査」に応じなければならない。

- (1) 施工計画書提出時及び工事施工中において、下表の「入札時の低入札価格調査からの比較表」を所定の様式により**監督員に提出**しなければならない。

| 資料名   | 内 訳               |
|-------|-------------------|
| 比較表－1 | 手持ち資材の比較表（主要資材）   |
| 比較表－2 | 資材購入先一覧（主要資材）の比較表 |
| 比較表－3 | 手持ち機械の比較表（主要機械）   |
| 比較表－4 | 労務者の確保計画の比較表      |
| 比較表－5 | 工種別労務者配置計画の比較表    |
| 比較表－6 | 建設副産物の搬出等の比較表     |

- (2) 「施工体制・安全管理の取り組み状況」「日常の出来高管理・品質管理の実施状況」の**確認**ができる資料・写真等を準備しなければならない。

#### 4. NETIS

受注者は、**工事**の施工に先立ち、新技術情報提供システム（NETIS）等を用いて当該**工事**の主要な工種について、新技術の適用の検討を行うこととする。

なお、新技術情報提供システム（NETIS）等を活用することにより、使用することが有用と思われる新技術等が明らかになった場合は、**監督員に報告**するものとする。

#### 5. 独自の調査・試験を行う場合の処置

受注者は、**工事現場**において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に**監督員**に説明し、**承諾**を得なければならない。

また、受注者は、調査・試験等の成果を発表・公表する場合、事前に発注者に説明し、**承諾**を得なければならない。

### 1-1-1-14 工事の一時中止

#### 1. 一般事項

発注者は、契約約款第20条の規定に基づき、次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して**通知**した上で、必要とする期間、**工事**の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象による**工事**の中断については、**第1編 1-1-1-44 臨機の措置**により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、**工事**の続行が不適当又は不可能となった場合
- (2) 関連する他の**工事**の進捗が遅れたため**工事**の続行を不適当と認めた場合
- (3) **工事着手**後、環境問題等の発生により**工事**の続行が不適当又は不可能となった場合

#### 2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が**契約図書**に違反し又は**監督員**の**指示**に従わない場合等、**監督員**が必要と認めた場合には、**工事**の中止内容を受注者に**通知**し、**工事**の全部又は一部の施工について一時中止させることができるものとする。

#### 3. 基本計画書の作成

第1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を**監督員**を通じて発注者に**提出**し、**承諾**を得るものとする。また、受注者は**工事**の続行に備え**工事現場**を保全しなければならない。

### 1-1-1-15 設計図書の変更

**設計図書**の変更とは、入札に際して発注者が示した**設計図書**を、発注者が**指示**した内容及び設計変更の対象となることを認めた**協議**内容に基づき、発注者が修正することをいう。



#### 1-1-1-16 工期変更

##### 1. 一般事項

契約約款第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第40条第2項の規定に基づく**工期**の変更について、契約約款第23条の工期変更協議の対象であるか否かを**監督員**と受注者との間で**確認**する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、**監督員**はその結果を受注者に**通知**するものとする。

##### 2. 設計図書の変更等

受注者は、契約約款第18条第5項及び第19条に基づき**設計図書**の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

##### 3. 工事の一時中止

受注者は、契約約款第20条に基づく**工事**の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

##### 4. 工期の延長

受注者は、契約約款第21条に基づき**工期**の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

##### 5. 工期の短縮

受注者は、契約約款第22条第1項に基づき**工期**の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

#### 1-1-1-17 支給材料及び貸与品

##### 1. 一般事項

受注者は、支給材料及び貸与品を契約約款第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

##### 2. 受払状況の記録

受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

##### 3. 支給品精算書

受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を**監督員**を通じて**提出**しなければならない。

##### 4. 引渡場所

契約約款第15条第1項に規定する「引渡場所」は、**設計図書**及び**監督員**の**指示**によるものとする。

## 5. 返還

受注者は、契約約款第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、**監督員の指示**に従うものとする。

なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

## 6. 修理等

受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に**監督員の承諾**を得なければならない。

## 7. 流用の禁止

受注者は、支給材料及び貸与品を他の**工事**に流用してはならない。

## 8. 所有権

支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

### 1-1-1-18 工事現場発生品

#### 1. 一般事項

受注者は、**設計図書**に定められた**現場発生品**について、**設計図書**又は**監督員の指示**する場所で**監督員**に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、**監督員**を通じて発注者に**提出**しなければならない。

#### 2. 設計図書以外の現場発生品の処置

受注者は、第1項以外のものが発生した場合、**監督員に連絡**し、**監督員**が引き渡しを**指示**したものについては、**監督員の指示**する場所で**監督員**に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、**監督員**を通じて発注者に**提出**しなければならない。

### 1-1-1-19 建設副産物

#### 1. 一般事項

受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を**工事**に用いる場合、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に明示がない場合には、**本体工事**又は**設計図書**に指定された**仮設工事**にあたっては、**監督員と協議**するものとし、**設計図書**に明示がない任意の**仮設工事**にあたっては、**監督員の承諾**を得なければならない。

#### 2. マニフェスト

受注者は、産業廃棄物が搬出される**工事**にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを**確認**するとともに**監督員に提示**しなければならない。

#### 3. 法令順守

受注者は、建設副産物適正処理実施要領（広島高速道路公社制定平成15年6月26日改正）、再生資源利用促進実施要領（広島高速道路公社制定平成16年10月1日改正）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（平成18年6月12日付け国土交通事務次官通達）、建設汚泥再生利用マニュアル〔中国地方版〕（平成20年5月中国地方建設副産物対策連絡委員会）、広島市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針（平成20年3月31日広島市）を順守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

#### 4. 再生資源利用計画

受注者は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を**工事現場**に搬入する場合には、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め**監督員に提出**しなければならない。

#### 5. 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を**工事現場**から搬出する場合には、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め**監督員に提出**しなければならない。

#### 6. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画に従い特定建設資材廃棄物が適正に処理されたことを**確認**し、工事完成時に「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、**監督員に提出**しなければならない。

#### 7. 産業廃棄物管理票交付等状況報告

受注者は、マニフェスト交付等状況報告書を所管機関（各厚生環境事務所等）に**提出**すること。ただし、電子マニフェストを使用した場合は、情報処理センターが行政報告を行うため**報告**する必要はない（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令[平成18年環境省令第23号]が平成18年7月26日公布され、平成20年度から産業廃棄物を排出する事業者で、マニフェスト[産業廃棄物管理票]を交付している事業者は、毎年6月30日までに、前年度1年間のマニフェスト交付状況に係る報告書の**提出**が義務付けられた。）。

#### 8. 建設リサイクル法

- (1) 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下[建設リサイクル法]という。）第9条第1項に規定する「対象建設工事」（[建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律]の施行に伴う公共工事の取扱いについて、広島高速道路公社制定平成22年6月15日改正を参照）については、次の各号の規定を順守しなければならない。
- (2) 受注者は、発生する「特定建設資材廃棄物」について、建設リサイクル法を順守し、再資源化等を行しなければならない。
- (3) 対象建設工事落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から5日以内に、発注者（工事担当課）に対して、建設リサイクル法第12条第1項に基づき、「法第12条第1項に基づく書面」を**提出**し、建設リサイクル法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について説明（事前説明）した後、発注者（契約担当課）に対して、建設リサイクル法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14年国土交通省令第17号。以下「省令」という。）第4条に基づき、「法13条及び省令第4条に基づく書面」を**提出**しなければならない。
- (4) 対象建設工事の落札者がこれらの**書面**をこの期間内に**提出**しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取り扱う。なお、この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。

- [1] 「法第12条第1項に基づく書面」及び「法第13条に及び省令第4条に基づく書面」は、建設工事様式の契約関係様式により作成すること。
- [2] 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化等に要する費用」は直接工事費とすること。
- [3] 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「再資源化等に要する費用」は、特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。
- (5) 請負契約の当事者は、建設リサイクル法第13条及び省令第4条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。
- (6) 受注者は、その請け負った建設工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事以外の部分を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対して、建設リサイクル法第12条第2項に基づき、建設リサイクル法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について、告知書様式で告げなければならない。
- (7) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、次の事項を書面に記載し、監督員に報告しなければならない。
- なお、書面は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を兼ねるものとする。
- ・再資源化等が完了した年月日
  - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
  - ・再資源化等に要した費用

## 9. 建設廃棄物

- (1) 受注者は、工事により発生する建設廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）を順守し適正に処理しなければならない。
- (2) 工事で発生した建設資材廃棄物は、広島県（環境県民局）及び保健所政令市（広島市、呉市、福山市）が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設で処理すること。ただし、建設資材廃棄物が、破碎等（選別を含む。）により有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理するものとする。
- 有用物とは、有価物たる性状を有するものをいい、客観的に利用用途に応じて適正な品質を有していなければならない。
- (3) 建設資材廃棄物の処理費用（運搬費を含む処分費）は、前号に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。

## 10. 「広島県土砂の適正処理に関する条例」に基づく届出

- (1) 受注者は、本工事により発生する建設発生土について500 m<sup>3</sup>以上（一時たい積場については500 m<sup>3</sup>/月以上）の土砂を事業区域外へ搬出するときは、「広島県土砂の適正処理に関する条例」（平成16年広島県条例第1号。以下[広島県土砂条例]という。）第2章第8条及び第9条に基

づき、土砂の搬出に係る計画を定め、当該土砂の搬出を開始する日から起算して20日前（一時的な積場については、当該計画に係る月の初日の10日前）までに、知事に届け出なければならない。また、搬出先の施設が広島県土砂条例の規制を受ける場合は、その施設が土砂を適正に処理している資料（広島県土砂条例に係る受理書又は許可書の写し等）を提出しなければならない。なお、工事発注後に明らかになった止むを得ない事情により、指定した処分地が確保できない場合は、監督員と設計図書の内容に関して協議することとする。

- (2) 受注者は、本工事により発生する建設発生土について、事業区域外において土砂埋立区域の面積が2,000㎡以上となる土砂の埋立行為（埋立て、盛土、たい積）を行う場合は、土砂埋立区域ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、土砂埋立区域の面積が2,000㎡未満であっても、土砂埋立区域ごとに当該市町で定める条例等がある場合は、順守し、適正に処理しなければならない。

#### 1-1-1-20 工事完成図

受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。

ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。

#### 1-1-1-21 品質証明

受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、次の各号によるものとする。

- (1) 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間技術検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により、検査時まで監督員に提出しなければならない。
- (2) 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。
- (3) 品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとし、実施内容及び実施時期を施工計画書に記載するものとする。
- (4) 品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士又は1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (5) 品質証明員を定めた場合、書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付。）、経験及び経歴書を監督員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

#### 1-1-1-22 工事完成検査

##### 1. 完成通知書の通知

受注者は、契約約款第31条の規定に基づき、完成通知書を工期の終期日の13日前までに、監督員に通知しなければならない。

##### 2. 工事完成検査の要件

受注者は、工事完成通知書を監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

- (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
- (2) 契約約款第17条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。



(3) **設計図書**により作成が義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事完成図等の資料の整備がすべて完了していること。

(4) 契約変更を行う必要が生じた**工事**においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

### 3. 検査日の連絡

発注者は、工事完成検査に先立って、**監督員**を通じて受注者に対して検査日を**連絡**するものとする。

### 4. 検査内容

**検査員**は、**監督員**及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として**契約図書**と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) **工事**の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ

(2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

### 5. 修補の指示

**検査員**は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の**指示**を行うことができるものとする。

### 6. 修補期間

修補の完了が**確認**された場合は、その**指示**の日から補修完了の**確認**の日までの期間は、契約約款第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。

### 7. 適用規定

受注者は、当該工事完成検査については、**第3編 1-1-1-5 監督員による確認及び立会等**の規定を準用する。

## 1-1-1-23 既済部分検査等

### 1. 一般事項

受注者は、契約約款第37条第2項の部分払の**確認**の請求を行った場合又は契約約款第38条第1項の**工事**の完成の**通知**を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

### 2. 部分払の請求

受注者は、契約約款第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に**工事**の出来高に関する資料を作成し、**監督員**に**提出**しなければならない。

### 3. 検査内容

**検査員**は、**監督員**及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として**工事**の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) **工事**の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ。

(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等

### 4. 適用規定

受注者は、当該既済部分検査については、**第3編 1-1-1-5 監督員による確認及び立会等**の規定を準用する。

### 5. 検査日の連絡

発注者は、既済部分検査に先立って、**監督員**を通じて受注者に対して検査日を**連絡**するものとする。

### 6. 修補の指示

受注者は、**検査員**の**指示**による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。

#### 1-1-1-24 技術検査

##### 1. 一般事項

受注者は、広島高速道路公社土木工事検査技術基準（広島高速道路公社制定平成25年3月5日改正）に基づく、技術検査を受けなければならない。

##### 2. 完成及び既済技術検査

完成技術検査、既済技術検査は、広島高速道路公社請負工事検査要綱（広島高速道路公社制定平成19年3月1日改正）第2条の検査を実施するときに行うものとする。

##### 3. 中間技術検査の適用

中間技術検査は、**設計図書**において対象工事と定められた**工事**について実施するものとする。

##### 4. 中間技術検査の段階

中間技術検査は、**設計図書**において定められた段階において行うものとする。

##### 5. 中間技術検査の時期選定

中間技術検査の時期選定は、**監督員**が行うものとし、発注者は中間技術検査に先立って受注者に対して中間技術検査を実施する旨及び検査日を**監督員**を通じて事前に**連絡**するものとする。

##### 6. 検査内容

**検査員**は、**監督員**及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として**設計図書**と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

なお、中間技術検査は、検査日の前日までの出来形を対象とする。

- (1) **工事**の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
- (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等

##### 7. 適用規定

受注者は、当該技術検査については、**第3編 1-1-1-5 監督員による確認及び立会等**第3項の規定を準用する。

##### 8. 破壊検査

検査の実施において、**検査員**が必要と認めたときは、工事目的物の最小限を破壊して検査することができる。

この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は、受注者の負担とする。

##### 9. 改善指示

受注者は、中間技術検査において、改善を**指示**された場合は速やかに改善するものとする。

##### 10. 総合評価落札方式による入札を行った工事

総合評価落札方式による入札を行った**工事**については、受注者は、施工計画書に記載された評価内容について履行を行った事実が**確認**できる資料を準備し、検査において**検査員**に**提示**しなければならない。

**検査員**は、評価内容について履行がされたかの**確認**を行うものとする。

#### 1-1-1-25 部分使用

##### 1. 一般事項

発注者は、受注者の**承諾**を得て部分使用できるものとする。

## 2. 監督員による検査

受注者は、発注者が契約約款第33条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、中間技術検査又は**監督員**による品質及び出来形等の検査（**確認**を含む。）を受けるものとする。

### 1-1-1-26 施工管理

#### 1. 一般事項

受注者は、**工事**の施工に当たっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が**設計図書**に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

#### 2. 施工管理頻度、密度の変更

**監督員**は、次に掲げる場合、**設計図書**に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、受注者は、**監督員の指示**に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

- (1) **工事**の初期で作業が定常的になっていない場合
- (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
- (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、**監督員**が必要と判断した場合

#### 3. 標示板の設置

受注者は、施工に先立ち**工事現場**又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名、**工期**、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、**監督員の承諾**を得て省略することができるものとする。

#### 4. 整理整頓

受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

#### 5. 周辺への影響防止

受注者は、施工に際し工事現場周辺並びに他の構造物及び施設などに影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに**監督員に連絡**し、その対応方法等に関して速やかに**協議**するものとする。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

#### 6. 良好な作業環境の確保

受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

#### 7. 発見・拾得物の処置

受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、**監督員に連絡**し、その対応の**指示**を受けるものとする。

#### 8. 記録及び関係書類

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、完成検査時又は部分引渡し検査時まで**監督員に提出**しなければならない。ただし、それ以外で**監督員**からの請求があった場合は直ちに**提示**しなければならない。

なお、出来形管理基準及び品質管理基準が定められていない工種については、**監督員と協議**の上、施工管理を行うものとする。



#### 1-1-1-27 履行報告

受注者は、契約約款第11条の規定に基づき、工事履行報告書を**監督員**に提出しなければならない。

#### 1-1-1-28 工事関係者に対する措置請求

##### 1. 現場代理人に対する措置

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び**工期**の順守に関して、著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した**書面**により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

##### 2. 技術者に対する措置

発注者又は**監督員**は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び**工期**の順守に関してまたは、受注者が**工事**を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理に著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した**書面**により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

#### 1-1-1-29 工事中の安全確保

##### 1. 安全指針等の順守

受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達，平成21年3月31日），建設機械施工安全技術指針（国土交通大臣官房技術調査課長，国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達，平成17年3月31日），「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」，「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」，「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」及びJIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に**工事**の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

##### 2. 支障行為等の防止

受注者は、工事施工中、**監督員**及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

##### 3. 周辺への支障防止

受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下等の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

##### 4. 防災体制

受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

##### 5. 第三者の立入り禁止措置

受注者は、**工事現場**付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

##### 6. 安全巡視

受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、**工事区域**及びその周辺の監視あるいは**連絡**を行い安全を確保しなければならない。

なお、安全巡視については、**工事区域**はもとより、その周辺の標示板等の点検から仮設備、機械設置の点検**確認**など内容も多岐にわたることから、その**工事**に適した巡視項目とし、処置内容等を記録するものとする。

また、安全巡視の安全教育も併せて行い、資質の向上を図りもって、施工の安全確保を図るものとする。

## 7. イメージアップ

受注者は、**工事現場**のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

## 8. 定期安全研修・訓練等

受注者は、**工事着手**後、作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該工事内容等の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 当該工事における災害対策訓練
- (5) 当該工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

## 9. 施工計画書

受注者は、**工事**の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、**監督員**に**提出**しなければならない。

## 10. 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は**工事報告**等に記録した資料を整備及び保管し、**監督員**の請求があった場合は直ちに**提示**するものとする。

## 11. 関係機関との連絡

受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な**連絡**を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

## 12. 工事関係者の連絡会議

受注者は、**工事現場**が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

## 13. 安全衛生協議会の設置

**監督員**が、労働安全衛生法（平成26年改正法律第82号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

#### 14. 安全優先

受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成26年改正法律第82号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

#### 15. 災害発生時の応急処置

災害発生時には、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに**監督員**及び関係機関に**連絡**しなければならない。

#### 16. 地下埋設物等の調査

受注者は、工事施工箇所地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し**監督員**に**報告**しなければならない。

#### 17. 不明の地下埋設物等の処置

受注者は、施工中に管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、**監督員**に**連絡**し、その処置については占用者全体の**立会**を求め、管理者を明確にしなければならない。

#### 18. 地間埋設物件等損害時の措置

受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び**監督員**に**連絡**し、応急措置をとり補修しなければならない。

#### 19. 施工の安全確保について

建設工事における施工の安全確保については、一層の安全確保を推進するため、受注者は次事項についてなお一層の徹底を図らなければならない。

- (1) 現場点検及び安全教育については、本**共通仕様書**及び関係法令（[土木工事安全技術指針]、[労働安全衛生法]等）に基づき、適切な安全管理を図らなければならない。
- (2) 安全対策については、施工計画書に必要事項を記載し、施工時にはこれを順守するものとする。
- (3) 安全巡視については、**工事区域**はもとより、その周辺の工事看板等の点検から仮設備、機械設備の点検確認など内容も多岐にわたることから、その**工事**に適した巡視項目とし、処置内容等を記録するものとする。

また、安全巡視者の安全教育も併せて行い、資質の向上を図って、施工の安全確保を図るものとする。

#### 20. 建設工事における公益占用物件等への事故防止対策

受注者は、建設機械のブーム等が架空線へ接触することによる切断事故及び建設機械のバケット等が埋設管路に接触することによる破損事故等の公益占用物件等への事故防止対策を実施するものとする。

- (1) 「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」の**提出**

受注者は、工事履行場所、資機材等保管場所及び工事車両等の運搬経路等における公益占用物件等の事前調査を実施し公益占用物件の実態を把握するとともに、その結果を「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」として任意様式で**提出**すること。

また、事前調査とは、公益占用物件所有者等※の担当者と公益占用物件の有無を**確認**し、それがあった場合は受注者において該当工種を**確認**することとする。

なお、「事前調査結果報告書」は特別の事情がない限り、**契約図書**に定める**工事**始期日以降30日以内に**提出**すること。また、「接触・切断事故等防止対策計画書」は該当工種の着手日の7日前までに**提出**すること。

※公益占用物件所有者等とは、電気・ガス・水道・N T T・河川及び道路管理者（既存河川及び道路に影響する場合）・その他受注者において公益占用物件の有無を**確認**する必要があると判断したもの及び隣接工区主任技術者（又は監理技術者〈情報収集を目的として〉）を対象とする。

(2) 公益占用物件所有者との調整

受注者は、上空占用物件等への近接施工を行う場合は、公益占用物件所有者等へ事前に**通知**し、必要な防護対策等の安全処置を依頼すること。また、埋設占用物件等の場合は、次のとおりとする。

- [1] 調査箇所及び調査方法について、**監督員**と**協議**すること。
- [2] 埋設位置、深さ等を**確認**するため、公益占用物件所有者等に**立会**を求めること。
- [3] 試掘調査は、原則人力施工とし機械施工を行わないこと。
- [4] 試掘調査等の結果により、施工方法等に変更が生じる場合は、**設計図書**に関して**監督員**と**協議**すること。

(3) 監視員の配置

受注者は、接触、切断事故の防止のため、近接施工の際は必要に応じて監視員等を配置すること。

(4) 安全教育の実施

受注者は、防護対策等の日々点検し、作業員等への安全教育指導を徹底すること。

(5) 点検結果の報告

受注者は、前項の結果について**監督員**に**報告**すること。

1-1-1-30 爆発及び火災の防止

1. 火薬類の使用

受注者は、火薬類の使用については、次の規定による。

- (1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を順守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。

なお、**監督員**の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。

- (2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

2. 火気の使用

受注者は、火気の使用については、次の規定による。

- (1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。

- (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- (4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

#### 1-1-1-31 後片付け

受注者は、**工事**の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、**現場**及び**工事**にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、**設計図書**において存置するとしたものを除く。また、**工事検査**に必要な足場、はしご等は、**監督員の指示**に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

#### 1-1-1-32 事故報告書

受注者は、**工事**の施工中に事故が発生した場合には、直ちに**監督員**に通報するとともに、**監督員が指示**する様式（工事事故報告書）で**指示**する期日までに、**提出**しなければならない。

#### 1-1-1-33 環境対策

##### 1. 環境保全

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令及び**仕様書**の規定を順守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び**工事**の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

##### 2. 苦情対応

受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ**監督員に連絡**し、**監督員の指示**があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応に当たり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時**監督員に報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

##### 3. 注意義務

受注者は、**工事**の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を**監督員に提出**しなければならない。

##### 4. 廃油等の適切な措置

受注者は、**工事**に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。

##### 5. 水中への落下防止措置

受注者は、海中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、**工事**の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

##### 6. 排出ガス対策型建設機械

- (1) 受注者は、**工事**の施工に当たり表 1-1-1 に示す建設機械を使用する場合は、表 1-1-1 の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基



づく技術基準に適合する特定特殊自動車，又は，「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号，最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号）」，「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は，平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」，又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業，あるいはこれと同等開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで，排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。ただし，これにより難い場合は，**監督員**と**協議**するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合，受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い，**監督員**に**提出**するものとする。

- (2) 受注者はトンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は，排出ガス2011年基準に適合するものとして，表1-1-2の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（経済産業省・国土交通省・環境省令第1号，平成18年3月28日）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号のロに定める表示が付された特定特殊自動車，又は「排出ガス対策型建設機械指定要領」（建設省経機発第249号，平成3年10月8日）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（国総施第215号，平成18年3月17日）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は，平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」，又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業，あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）することで，トンネル工事用排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし，これにより難い場合は，**監督員**と**協議**するものとする。

表 1-1-1

| 機 種                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 備 考                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 一般工事用建設機械<br>・バックホウ<br>・トラクタショベル（車輪式）<br>・ブルドーザ<br>・発動発電機（可搬式）<br>・空気圧縮機（可搬式）<br>・油圧ユニット（次に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）<br>・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ<br>・ホイールクレーン | ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 |
| ・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの<br>・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの                                                                                                                                                                                                                         |                                              |

表 1-1-2

| 機 種                                                                                             | 備 考                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| トンネル工事用建設機械<br>・バックホウ<br>・トラクタショベル<br>・大型ブレーカ<br>・コンクリート吹付機<br>・ドリルジャンボ<br>・ダンプトラック<br>・トラックミキサ | ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。<br><br>ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている太田が特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。 |
| ・オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの<br>・トンネル工事用排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの                   |                                                                                                                                       |

## 7. 特定特殊自動車の燃料

受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。

また、**監督員**から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、**提示**しなければならない。



なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を順守させるものとする。

## 8. 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日）によって低騒音型・低振動型建設機械を**設計図書**で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって**協議**することができるものとする。

「一部機種の変達が不可能な場合」とは、次のように供給側に問題があり、低騒音・低振動型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。

- (1) 発注機関管内の市町にあるリース業者に低騒音・低振動型建設機械の在庫がない。
- (2) 広島県内のメーカーの販売店から低騒音・低振動型建設機械を調達するのに大幅な時間がかかる。

## 9. 特定調達品目

受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正法律第119号）」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用、を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を**監督員**に**提出**するものとする。

なお、集計及び**提出**の方法や、特定調達品目を使用するに際して必要となる**設計図書**の変更については、**監督員**と**協議**するものとする。

### 1-1-1-34 文化財の保護

#### 1. 一般事項

受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに**工事**を中止し、**設計図書**に関して**監督員**に**協議**しなければならない。

#### 2. 文化財等発見時の処置

受注者が、**工事**の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る**工事**に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

### 1-1-1-35 交通安全管理

#### 1. 一般事項

受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約約款第28条によって処置するものとする。

## 2. 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う**工事**については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。

## 3. 交通安全等輸送計画

受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送を伴う**工事**は、事前に関係機関と**協議**の上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。

なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」、「港湾関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」あるいは「空港関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。

## 4. 交通安全法令の順守

受注者は、供用中の公共道路に係る**工事**の施工に当たっては、交通の安全について、**監督員**、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成24年2月27日改正内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（国土交通省局長通知、平成18年3月31日）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知、平成18年3月31日）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

## 5. 工事用道路使用の責任

発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。

## 6. 工事用道路共用時の処置

受注者は、**特記仕様書**に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せし、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

## 7. 公衆交通の確保

公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に、材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなければならない。

## 8. 水上輸送

**工事**の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。

## 9. 作業区域の標示等

受注者は、**工事**の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。

## 10. 水中落下支障物の処置

受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちにその物体を取り除かなければならない。

なお、直に取り除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。

## 11. 作業船舶機械故障時の処理

受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により、二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。

## 12. 通行許可

受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（平成23年12月26日改正政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成24年3月22日改正政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（平成24年8月改正法律第67号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表1-1-3 一般的制限値

| 車両の諸元   | 一般的制限値                                                                                             |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 幅       | 2.5m                                                                                               |
| 長さ      | 12.0m                                                                                              |
| 高さ      | 3.8m（ただし、指定道路については4.1m）                                                                            |
| 重量 総重量  | 20.0 t<br>（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t）                                                 |
| 軸重      | 10.0 t                                                                                             |
| 隣接軸重の合計 | 隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t<br>（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t以下の場合は19 t）、1.8m以上の場合は20 t |
| 輪荷重     | 5.0 t                                                                                              |
| 最小回転半径  | 12.0m                                                                                              |

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

## 13. 現道工事における保安施設の処置

- (1) 現道工事における安全施設の配置は、「現道工事における保安施設配置図（案）」を標準とする。なお、距離表示を示す予告看板は、現地の状況に合わせ適正に配置すること。
- (2) 現道工事における安全施設については、修繕、塗装、清掃等の適正な管理を行い、道路利用者が容易に視認できるように努めること。

## 14. 資格要件

受注者は、「高速自動車国道又は自動車専用道路」及び「道路又は交通の状況により、都道府県公安委員会が道路における危険を防止するため必要を認めるもの」に配置する交通誘導員については、平成17年11月21日施行「警備員等の検定等に関する規則」及び広島県公安委員会告示により、警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4項に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を一名以上配置すること。

また、これらを除く路線に配置する交通誘導員については、警備業者の警備員で、交通の誘導に従事するものを配置すること。

## 15. 適正な交通誘導

片側交互通行規制を行う場合は、片側交互交通の表示板を設置するとともに、必要に応じて迂回路表示板を設置する等の措置を講じるとともに交通規制による渋滞状況を把握し、双方向の交通状況に応じバランスのとれたスムーズな交通誘導を行わなければならない。

また、交通渋滞が予想される際は、交通監視を主任務とする有資格の交通誘導員を配置すること。なお、配置については、**監督員**と**協議**するものとする。

## 16. 交通誘導員の配置計画

現道上の作業において、円滑（公平）な交通サービスを提供することが重要であることから受注者は状況を十分把握するとともに、その対策について必ず施工計画書に記載しなければならない。

なお、記載する項目は次のとおりとする。

- (1) 交通誘導員の配置計画
- (2) 渋滞状況等の点検方法
- (3) 片側交互交通規制による渋滞長の偏り対策
- (4) 隣接工事との交通対策
- (5) 渋滞等の緊急時の対応方法

なお、(1)～(5)に伴い、特別な費用が必要な場合は、**監督員**と**協議**を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

### 1-1-1-36 施設管理

受注者は、**工事現場**における公物（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（契約約款第33条の適用部分）について、施工管理上、**契約図書**における規定の履行をもっても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について**監督員**と**協議**できる。

なお、当該協議事項は、契約約款第9条の規定に基づき処理されるものとする。

### 1-1-1-37 諸法令の順守

#### 1. 諸法令の順守

受注者は、当該工事に関する諸法令を順守し、**工事**の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は以下に示すとおりである。

- |          |                   |
|----------|-------------------|
| (1) 会計法  | (平成18年6月改正法律第53号) |
| (2) 建設業法 | (平成26年6月改正法律第69号) |

- |                         |                           |
|-------------------------|---------------------------|
| (3) 下請代金支払遅延等防止法        | (平成 21 年 6 月改正法律第 51 号)   |
| (4) 労働基準法               | (平成 26 年 6 月改正法律第 82 号)   |
| (5) 労働安全衛生法             | (平成 26 年 6 月改正法律第 82 号)   |
| (6) 作業環境測定法             | (平成 26 年 6 月改正法律第 82 号)   |
| (7) じん肺法                | (平成 26 年 6 月改正法律第 82 号)   |
| (8) 雇用保険法               | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (9) 労働者災害補償保険法          | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (10) 健康保険法              | (平成 26 年 6 月改正法律第 83 号)   |
| (11) 中小企業退職金共済法         | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 | (平成 25 年 11 月改正法律第 86 号)  |
| (13) 出入国管理及び難民認定法       | (平成 25 年 11 月改正法律第 437 号) |
| (14) 道路法                | (平成 26 年 6 月改正法律第 72 号)   |
| (15) 道路交通法              | (平成 26 年 11 月改正法律第 114 号) |
| (16) 道路運送法              | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (17) 道路運送車両法            | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (18) 砂防法                | (平成 25 年 11 月改正法律第 76 号)  |
| (19) 地すべり等防止法           | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (20) 河川法                | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (21) 海岸法                | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (22) 港湾法                | (平成 26 年 6 月改正法律第 91 号)   |
| (23) 港則法                | (平成 21 年 7 月改正法律第 69 号)   |
| (24) 下水道法               | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (25) 航空法                | (平成 26 年 6 月改正法律第 70 号)   |
| (26) 公有水面埋立法            | (平成 26 年 6 月改正法律第 51 号)   |
| (27) 軌道法                | (平成 18 年 3 月改正法律第 19 号)   |
| (28) 森林法                | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (29) 環境基本法              | (平成 26 年 5 月改正法律第 46 号)   |
| (30) 火薬類取締法             | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (31) 大気汚染防止法            | (平成 26 年 6 月改正法律第 72 号)   |
| (32) 騒音規制法              | (平成 26 年 6 月改正法律第 72 号)   |
| (33) 水質汚濁防止法            | (平成 26 年 6 月改正法律第 72 号)   |
| (34) 湖沼水質保全特別措置法        | (平成 26 年 6 月改正法律第 72 号)   |
| (35) 振動規制法              | (平成 26 年 6 月改正法律第 72 号)   |
| (36) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律   | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (37) 文化財保護法             | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (38) 砂利採取法              | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (39) 電気事業法              | (平成 26 年 6 月改正法律第 72 号)   |
| (40) 消防法                | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |

第1編 共通編 第1章 総則

- |                                        |                           |
|----------------------------------------|---------------------------|
| (41) 測量法                               | (平成 23 年 6 月改正法律第 61 号)   |
| (42) 建築基準法                             | (平成 26 年 6 月改正法律第 92 号)   |
| (43) 都市公園法                             | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (44) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律             | (平成 26 年 6 月改正法律第 55 号)   |
| (45) 土壌汚染対策法                           | (平成 26 年 6 月改正法律第 51 号)   |
| (46) 駐車場法                              | (平成 23 年 12 月改正法律第 122 号) |
| (47) 海上交通安全法                           | (平成 21 年 7 月改正法律第 69 号)   |
| (48) 海上衝突予防法                           | (平成 15 年 6 月改正法律第 63 号)   |
| (49) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律               | (平成 26 年 6 月改正法律第 73 号)   |
| (50) 船員法                               | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (51) 船舶職員法                             | (平成 16 年 2 月改正法律第 8 号)    |
| (52) 船舶安全法                             | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (53) 自然環境保全法                           | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (54) 自然公園法                             | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (55) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律          | (平成 26 年 6 月改正法律第 55 号)   |
| (56) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律           | (平成 15 年 7 月改正法律第 119 号)  |
| (57) 河川法施行法                            | (平成 11 年 12 月改正法律第 160 号) |
| (58) 技術士法                              | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (59) 漁業法                               | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (60) 計量法                               | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (61) 厚生年金保険法                           | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (62) 航路標識法                             | (平成 16 年 6 月改正法律第 84 号)   |
| (63) 資源の有効な利用の促進に関する法律                 | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (64) 最低賃金法                             | (平成 24 年 4 月改正法律第 27 号)   |
| (65) 職業安定法                             | (平成 26 年 6 月改正法律第 67 号)   |
| (66) 所得税法                              | (平成 26 年 6 月改正法律第 91 号)   |
| (67) 水産資源保護法                           | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (68) 船員保険法                             | (平成 26 年 6 月改正法律第 83 号)   |
| (69) 著作権法                              | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (70) 電波法                               | (平成 26 年 6 月改正法律第 96 号)   |
| (71) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 | (平成 26 年 6 月改正法律第 82 号)   |
| (72) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律                | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (73) 農薬取締法                             | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (74) 毒物及び劇物取締法                         | (平成 23 年 12 月改正法律第 122 号) |
| (75) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律             | (平成 17 年 5 月法律第 51 号)     |
| (76) 公共工事の品質確保の促進に関する法律                | (平成 26 年 6 月改正法律第 56 号)   |



- |                                |                           |
|--------------------------------|---------------------------|
| (77) 警備業法                      | (平成 23 年 6 月改正法律第 61 号)   |
| (78) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律    | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (79) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)   |
| (80) 地方税法                      | (平成 26 年 6 月改正法律第 72 号)   |
| (81) 地方自治法                     | (平成 26 年 11 月改正法律第 122 号) |

## 2. 法令違反の処置

受注者は、諸法令を順守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

## 3. 不適当な契約図書の処置

受注者は、当該工事の計画、**図面**、**仕様書**及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに**監督員**と**協議**しなければならない。

## 4. 立入調査

発注者は、受注者が**工事**の施工に当たり順守しなければならない法令上の義務が適正に履行されているかの立入調査を行うことができる。受注者は、発注者又は発注者の指名するものが**工事現場**、現場事務所又は営業所に立入調査を実施する場合はこれを受け入れなければならない。

### 1-1-1-38 官公庁等への手続等

#### 1. 一般事項

受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との**連絡**を保たなければならない。

受注者は、事業名、事業の内容、効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民から事業内容等の説明を求められた場合は、**工事**の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、**工事現場**の説明性の向上を図るものとする（維持工事等を除く。）。

また、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

#### 2. 関係機関への届出

受注者は、工事施工に当たり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は**設計図書**の定めにより実施しなければならない。

#### 3. 諸手続きの提示、提出

受注者は、諸手続きにおいて許可、**承諾**等を得たときは、その**書面**を**監督員**に**提示**しなければならない。

なお、**監督員**から請求があった場合は、写しを**提出**しなければならない。

#### 4. 許可承諾条件の順守

受注者は、手続きに許可**承諾**条件がある場合これを順守しなければならない。

なお、受注者は、許可承諾内容が**設計図書**に定める事項と異なる場合、**監督員**と**協議**しなければならない。

#### 5. コミュニケーション

受注者は、**工事**の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

## 6. 苦情対応

受注者は、地元関係者等から**工事**の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

## 7. 交渉時の注意

受注者は、地方公共団体、地域住民等と**工事**の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、**監督員に連絡**の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

## 8. 交渉内容明確化

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時**監督員に報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

### 1-1-1-39 施工時期及び施工時間の変更

#### 1. 施工時間の変更

受注者は、**設計図書**に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ**監督員と協議**するものとする。

#### 2. 休日又は夜間の作業連絡

受注者は、**設計図書**に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に、作業を行うに当たっては、事前にその理由を**監督員に連絡**しなければならない。

ただし、現道上の**工事**については**書面**により**提出**しなければならない。

### 1-1-1-40 工事測量

#### 1. 一般事項

受注者は、**工事着手**後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を**確認**しなければならない。測量結果が**設計図書**に示されている数値と差異が生じた場合は**監督員**に測量結果を速やかに**提出し指示**を受けなければならない。

なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、**監督員の指示**を受けなければならない。また、受注者は、測量結果を**監督員に提出**しなければならない。

#### 2. 引照点等の設置

受注者は、**工事**施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを**確認**し、変動や損傷のないよう努めなければならない。

変動や損傷が生じた場合、**監督員に連絡**し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。

#### 3. 工事用測量標の取扱い

受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、**監督員の承諾**を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、**監督員と協議**しなければならない。

なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

#### 4. 既存杭の保全

受注者は、**工事**の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

#### 5. 水準測量・水深測量

水準測量及び水深測量は、**設計図書**に定められている基準高あるいは工事中基準面を基準として行うものとする。

### 1-1-1-41 不可抗力による損害

#### 1. 工事災害の報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約約款第29条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに工事災害通知書により**監督員**に**報告**するものとする。

#### 2. 設計図書で定めた基準

契約約款第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

(2) 降雨に起因する場合

次のいずれかに該当する場合とする。

[1] 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上

[2] 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上

[3] 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上

[4] その他設計図書で定めた基準

(3) 強風に起因する場合

最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合

(4) 河川沿いの施設に当たっては、河川の警戒水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合

(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

#### 3. その他

契約約款第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、**設計図書**及び契約約款第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

### 1-1-1-42 特許権等

#### 1. 一般事項

受注者は、特許権等を使用する場合、**設計図書**に特許権等の対象である旨の明示が無く、その使用に關した費用負担を契約約款第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、**監督員**と**協議**しなければならない。

## 2. 保全措置

受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。

## 3. 著作権法に規定される著作物

発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成26年6月13日改正法律第69号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

### 1-1-1-43 保険の付保及び事故の補償

#### 1. 一般事項

受注者は、残存爆発物があると予測される区域で**工事**に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に**設計図書**に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。

#### 2. 回航保険

受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。

#### 3. 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

#### 4. 補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

#### 5. 建設業退職金共済制度への加入等について

- (1) 受注者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）に加入するとともに、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 受注者は、**工事**ごとに建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事契約締結後1ヶ月以内に**監督員に提出**すること。ただし、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情があると認められる場合は、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。また、期間雇用労働者を雇用しない等、建退共制度の対象とならない場合は、理由書を**提出**すること。
- (3) 受注者は、前項のただし書きの申し出をした場合、請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで**監督員に提出**すること。  
なお、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
- (4) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付する

こと、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。

- (5) 共済証紙の購入状況等を把握するため必要があると認めるときは、受注者は、共済証紙の受払い簿その他関係資料の**提出**を**監督員**の**指示**に従い提出すること。
- (6) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。
- (7) 下請業者が雇用した対象労働者が建退共制度の対象となる場合は、共済証紙貼付実績について、毎月、建設業退職者共済証紙貼付実績報告書（以下「貼付実績報告書」という。）により報告させること。
- (8) 受注者は、当該受注工事における自らが雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績及び下請業者が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績について、貼付実績報告書より貼付状況を取りまとめ、(7)で報告させた下請業者の貼付実績報告書を添付し、毎月、**監督員**に**提出**すること。また、工事完了月に提出する貼付実績報告書において、共済証紙の貼付実績が購入実績を下回っている場合には、その理由を貼付実績報告書に記載するものとする。
- (9) 受注者は、建退共制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識を、工事現場の出入り口等、労働者の見えやすい場所に掲示すること。ただし、対象とならない場合はこの限りでない。

## 6. 植栽保険

受注者は、樹木又は地被植物（芝類、笹類）を植栽する場合、植栽保険を付保するものとする。ただし、移植工事、根回し工事、種子吹き付け工等の種子の使用による緑化工事は除くものとする。

### 1-1-1-44 臨機の措置

#### 1. 一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに**監督員**に**通知**しなければならない。

#### 2. 天災等

**監督員**は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び**工期**の順守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

### 1-1-1-45 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を**監督員**に直ちに**通知**しなければならない。

### 1-1-1-46 契約内容の変更手続きの書面化の徹底

契約約款第19条（設計図書の変更）の規定に基づく、**設計図書**の変更・**工期**若しくは請負代金の変更は、発注者又は受注者から**書面**による**指示**又は**協議**を交わしたもののみを対象とする。これ以外の口頭によるもの、署名・押印のないもの等は変更契約の対象としない。



### 1-1-1-47 主任技術者及び監理技術者の変更

#### 1. 技術者変更の事由

受注者は、施工途中の主任技術者及び監理技術者の変更については以下のいずれかに該当する場合は、**協議**により変更できるものとする。

- (1) 技術者のやむを得ない事情（病気、退職、死亡、その他の事由等）により変更が必要と**総括監督員**が認めたとき。
- (2) 工場製作が伴う場合は、工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で工場製作が完了したとき。
- (3) 次に該当する場合で、**工事**の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して、変更しても支障がないと**総括監督員**が認めたときで当初工期経過後
  - [1] 工事が概ね完成したと認められるとき。
  - [2] 発注者の都合により工事中止等が行われ、工期が延長されたとき。
  - [3] 発注者の都合により当初の工期に対して大幅な（3ヶ月以上）工期延長が行われたとき。

#### 2. 後任技術者

前項により途中変更を行う場合は次により対応すること。

- (1) 後任技術者について、原則として、前任技術者と同等以上の資格及び施工経験を有すること。なお、技術者の資格、同種及び類似工事の実績等が契約時の選定要因になっている場合には、当該工事の技術資料提出時に記載した配置予定技術者の条件を満足するものとする。
- (2) 技術者の変更に際し、引継に必要な期間について新旧技術者の重複配置を行い、継続的な業務が遂行出来るようにすること。引継に必要な期間は1年以内の**工期の工事**においては7日間程度、1年を超え2年以内の**工期の工事**においては14日間程度、2年を超える**工期の工事**については1ヶ月間程度を目安とする。
- (3) 原則として、同一履行年度内に技術者の変更を複数回行わないこと。
- (4) 専任技術者の途中変更がなされた場合の施工経験は、当該工事に従事した期間の最も長い技術者のみを専任技術者の施工経験として認める。

ただし、2年以上専任技術者として当該工事に従事した場合は専任技術者の施工経験として認めるものとする。

### 1-1-1-48 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

#### 1. 一般事項

受注者は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を定めて**工事現場**に置くときは、契約約款第10条に基づく「現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届」を契約締結後14日以内に**監督員**を通じて発注者に**提出**しなければならない。

これらを変更した場合も同様とする。

#### 2. 資格証明

主任技術者又は監理技術者を配置するときは、「現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届」に建設業法等により必要となる資格を証明できるものの写しを添付しなければならない。

（実務経験者の場合は、実務経歴書を添付しなければならない。）



### 3. 監理技術者資格者証

監理技術者を配置するときは、「現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届」に監理技術者資格者証の写し（表、裏とも）及び指定講習受講修了証の写しを添付しなければならない。

### 4. 雇用関係の確認

「現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届」には、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者と受注者との雇用関係が**確認**できるもの（健康保険証の写し等）を添付しなければならない。

### 5. 配置要件

一般土木工事（建築一式工事以外）の契約約款第10条第1項第2号の規定により配置する主任技術者又は監理技術者は次によるものとする。

- (1) 下請契約金額の総額が3,000万円以上、又は**設計図書**等において特に定めた場合は、監理技術者を配置する。
- (2) 請負代金額2,500万円以上、又は**設計図書**等において特に定めた場合は、一般建設業・特定建設業を問わず全業者について技術者を専任配置する。
- (3) 請負代金額が500万円以上2,500万円未満、又は**設計図書**等において特に定めた場合は、一般建設業・特定建設業を問わず全業者について配置する技術者が、兼務する工事件数（請負代金額が500万円以上2,500万円未満）は、この**工事**を含めて3件までとする。

### 6. 誓約書

「現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届」には、次の各号に定める誓約書を添付しなければならない。

- (1) 請負代金額が2,500万円以上、又は**設計図書**等において特に定めた場合  
配置する主任技術者又は監理技術者について、他の**工事**の主任技術者又は監理技術者として配置していない旨の誓約書
- (2) 請負代金額が500万円以上2,500万円未満、又は**設計図書**等において特に定めた場合  
配置する主任技術者又は監理技術者について、次に掲げる主任技術者又は監理技術者若しくは現場代理人として現在3件（本件工事は含まない。）以上の**工事**に配置していない旨の誓約書  
・500万円以上2,500万円未満（建築一式工事については、1,500万円以上5,000万円未満）の建設工事の主任技術者又は監理技術者

### 7. 監理技術者要件

受注者が**工事現場**ごとに設置しなければならない専任の監理技術者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。なお、発注者からの請求があったときは、資格を証明する書類を**提示**しなければならない。

- (1) 建設業法第15条第2号イ又はロに該当する者
- (2) 建設業法第15条第2号ハの規定により国土交通大臣が同号イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、次の各号のいずれかに該当する者
  - [1] 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
  - [2] 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者証を有する者

- [3] 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合は、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

## 8. 専任義務の緩和

専任が義務付けられた**工事**に配置される主任技術者又は監理技術者の専任期間について、次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは専任を要しないものとする。

- (1) **工期**の始期から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は**仮設工事**等が開始されるまでの期間）
- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、**工事**を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む**工事**であって、工場製作のみが行われている期間

なお、工場製作の過程を含む**工事**の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

- (4) 工事完成後、検査が終了し、引渡しを受けるまでの期間

## 9. 配置期間

**工期**の終期が到来する前に工事完成検査が終了した場合の主任技術者又は監理技術者の配置期間は、引渡しを受けた日までとする。

### 1-1-1-49 下請負人名簿

#### 1. 下請負人名簿の提出

受注者は**工事**を下請負人に施工させる場合は、二次下請以降を含む全ての下請負人の契約状況について、契約約款第7条に基づく「下請負人名簿」により**監督員**を通じて発注者に届け出ることとする。また、当該契約内容の**確認**ができるもの（契約約款の写し等[下請負に付した工区を明示した**図面**等を含む。]）を添付することとする。

#### 2. 技術者資格

技術者資格は、建設業法第7条第2号イ・ロ・ハのうち該当するものの記号を○で囲み、資格者証等の写しを添付することとする。（実務経験者の場合は、実務経歴書を添付することとする。）

#### 3. 雇用関係の確認

主任技術者と下請負人との雇用関係が**確認**できるもの（健康保険証の写し等）を添付することとする。

### 1-1-1-50 下請負及び契約の制限

#### 1. 下請負の制限

受注者は、**工事**の全部又は一部を次のいずれかに掲げる者に直接委任又は請け負わせてはならない。

- (1) 広島高速道路公社競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成10年7月31日制定）指名停止された者で、その指名停止の期間が経過しない者

- (2) 公社発注の請負等における下請等の制限基準（平成22年12月10日制定）により下請制限された者で、その下請制限の期間が経過しない者
- (3) 建設業法第28条第1項、第2項若しくは第4項の規定に基づく指示又は同条第3項若しくは第5項の規定に基づく営業停止の処分を受けたこと若しくは同法第29条の規定に基づく許可の取消処分を受けたこと若しくは広島高速道路公社建設工事競争入札参加資格の取消処分を受けたことにより、下請負から指名停止された者で、その指名停止期間が経過しない者

## 2. 再下請等の制限

受注者は、この工事に関する下請業者が、第1項各号のいずれかに該当する者に工事の一部を請負わせることを認めてはならない。

### 1-1-1-51 台帳等の整備

受注者は、**工事**の完成時に広島高速道路公社制定「**道路管理台帳調製・保管要領**」に基づき、それぞれ該当する台帳について2部作成又は、既成の台帳を修正し**提出**すること。また、電子データについても併せて**提出**するものとする。

なお、**監督員**の**指示**により、内容を変更する場合がある。

- (1) のり面台帳
- (2) 植栽台帳
- (3) トンネル台帳
- (4) 環境対策台帳
- (5) 連絡等休憩施設台帳
- (6) 交通安全施設台帳
- (7) 標識台帳
- (8) 舗装台帳（舗装修繕も含む）
- (9) 橋梁台帳
- (10) 跨道路橋台帳
- (11) カルバート台帳
- (12) 照明台帳
- (13) 設備台帳
- (14) 流末台帳

### 1-1-1-52 官民境界杭等の設置

官民境界杭等を設置する場合は、「**境界杭の設置要領**」によるものとする。

### 1-1-1-53 暴力団等からの不当要求又は工事妨害の排除

#### 1. 責任者の配置

請負契約を締結した営業所に、極力、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成26年6月改正法律第79号）第14条第1項に規定される不当要求による被害を防止するために必要な責任者を配置するとともに、同条第2項に規定される講習（以下「講習」という。）を受講し、その修了書の写しを速やかに**提出**すること。

## 2. 不当介入

暴力団等から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に**報告**し、所轄の警察署に届け出なければならない。

## 3. 排除対策

発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

## 4. 工程の遅れ

排除対策を講じたにもかかわらず、**工期**の遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する**協議**を行うこととする。

## 5. 工期延長

発注者と工程に関する**協議**を行った結果、**工期**に遅れが生じると認められた場合は、契約約款第21条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこととする。

## 6. 被害届

暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに**報告**し、被害届を速やかに所轄の警察署に届け出なければならない。

## 7. 被害届受理証明書

当該被害により、**工期**の遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する**協議**を行うこととする。その結果、**工期**に遅れが生じると認められた場合は、契約約款第21条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこととする。この請求には被害届受理証明書を添付することとする。

### 1-1-1-54 ダンプトラック等による過積載の防止

- (1) 工事用資機材等の積載超過を防止しなければならない。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入してはならない。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにしなければならない。
- (4) さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造したダンプトラック等が工事現場に出入りすることのないようにしなければならない。
- (5) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、当該団体等への加入者の使用を促進しなければならない。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者の選定に当たっては、交通安全に関する配慮にかえるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除しなければならない。
- (7) 前6号のことにつき、下請契約における受注者を指導しなければならない。

## 第2節 総則（2）

### 1-1-2-1 契約後VE工事

#### 1. 定義

「V E 提案」とは、契約約款第19条の2の規定に基づき、**設計図書**に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る**設計図書**の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

## 2. V E 提案の意義及び範囲

- (1) 受注者がV E 提案を行う範囲は、**設計図書**に定められている内容のうち工事材料及び施工方法に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする
- (2) 次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。
  - [1] 施工方法等を除く工期延期等の施工条件の変更を伴う提案
  - [2] 契約約款第18条に基づき条件変更が**確認**された後の提案
  - [3] 入札時に競争参加資格要件として求めた、同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

## 3. V E 提案書の提出

- (1) 受注者は、前項のV E 提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E 提案書（様式－1～4）に記載し、発注者に**提出**しなければならない。
  - [1] 設計図書に定める内容と、V E 提案の内容の対比及び提案理由
  - [2] V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む。）
  - [3] V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
  - [4] 発注者が別途発注する関連工事との関係
  - [5] 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取り扱いに関する事項
  - [6] その他、V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2) 発注者は、**提出**されたV E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の**提出**を受注者に求めることができる。
- (3) 受注者は、前項のV E 提案を契約の締結日より、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に**提出**できるものとする。
- (4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

## 4. V E 提案の審査

V E 提案の審査は、施工の確実性、安全性、**設計図書**と比較した経済性等を評価する。

## 5. V E 提案の採否等

- (1) 発注者は、V E 提案の採否について、V E 提案の受領後14日以内に**書面**（様式－5）により受注者に**通知**するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

また、**提出**されたV E 提案が適正と認められなかった場合の前項の**通知**は、その理由を付して行うものとする。
- (2) 発注者は、V E 提案による**設計図書**の変更を行う場合は、契約約款第19条の2の規定に基づくものとする。
- (3) 発注者は、V E 提案による**設計図書**の変更を行う場合は、契約約款第24条の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

- (4) 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E管理費」という。）を削減しないものとする。
- (5) V E提案を採用した後、契約約款第18条の条件変更が生じた場合において、発注者がV E提案に対する変更案を認めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- (6) 発注者は、契約約款第18条の条件変更が生じた場合には、契約約款第24条第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E提案を採用した後、契約約款第18条の条件変更が生じた場合の前記(4)のV E管理費については、変更しないものとする。  
ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、**工事**の続行が不可能、又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が**協議**して定めるものとする。

## 6. V E提案の保護

V E提案については、以後の**工事**において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

## 7. 責任の所在

発注者がV E提案を適正と認め、**設計図書**の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

## 8. 提案書類の作成費用

V E提案書類の作成に要した一切の費用は、受注者の負担とする。



## 第2編 材料編

### 第1章 一般事項

#### 第1節 適用

**工事**に使用する材料は、**設計図書**に品質規格を特に明示した場合を除き、本**共通仕様書**に示す規格に適合したもの、又はこれと**同等以上の品質**を有するものとする。

ただし、**監督員**が**承諾**した材料及び**設計図書**に明示されていない仮設材料については除くものとする。

#### 第2節 工事材料の品質

##### 1. 一般事項

受注者は、**工事**に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、**監督員**又は検査職員の請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。ただし、**設計図書**で**提出**を定められているものについては、**監督員へ提出**しなければならない。

##### 2. 中等の品質

契約約款第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、**JIS規格**に適合したもの又は、これと**同等以上の品質**を有するものをいう。

##### 3. 試験を行う工事材料

受注者は、**設計図書**において試験を行うこととしている工事材料について、JIS又は**設計図書**に定める方法により試験を実施し、その結果を**監督員**に**提出**しなければならない。

なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。

##### 4. 見本・品質証明資料

受注者は、**設計図書**において指定された工事材料について、見本又は品質を証明する資料を、工事材料が使用するまでに**監督員**に提出しなければならない。

##### 5. 材料の保管

受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。

なお、材質の変質により工事材料の使用が、不適当と**監督員**から**指示**された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。

##### 6. 海外の建設資材の品質証明

受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に**提出**しなければならない。

なお、表2-1-1に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。

表 2-1-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材

| 区分/細別       |                    | 品目                         | 対応 J I S 規格<br>(参考) |
|-------------|--------------------|----------------------------|---------------------|
| I セメント      |                    | ポルトランドセメント                 | JISR5210            |
|             |                    | 高炉セメント                     | JISR5211            |
|             |                    | シリカセメント                    | JISR5212            |
|             |                    | フライアッシュセメント                | JISR5213            |
| II 鋼材       | 1 構造用圧延鋼材          | 一般構造用圧延鋼材                  | JISG3101            |
|             |                    | 溶接構造用圧延鋼材                  | JISG3106            |
|             |                    | 鉄筋コンクリート用棒鋼                | JISG3112            |
|             |                    | 溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材             | JISG3114            |
|             | 2 軽量形鋼             | 一般構造用軽量形鋼                  | JISG3350            |
|             | 3 鋼管               | 一般構造用炭素鋼鋼管                 | JISG3444            |
|             |                    | 配管用炭素鋼鋼管                   | JISG3452            |
|             |                    | 配管用アーク溶接炭素鋼鋼管              | JISG3457            |
|             |                    | 一般構造用多形鋼管                  | JISG3466            |
|             | 4 鉄線               | 鉄線                         | JISG3532            |
|             | 5 ワイヤロープ           | ワイヤロープ                     | JISG3525            |
|             | 6 プレストレストコンクリート用鋼材 | P C 鋼線及び P C 鋼より線          | JISG3536            |
|             |                    | P C 鋼棒                     | JISG3109            |
|             |                    | ピアノ線材                      | JISG3502            |
|             |                    | 硬鋼線材                       | JISG3506            |
|             | 7 鉄鋼               | 鉄線                         | JISG3532            |
|             |                    | 溶接金網                       | JISG3551            |
|             |                    | ひし形金網                      | JISG3552            |
|             | 8 鋼製ぐい及び鋼矢板        | 鋼管ぐい                       | JISA5525            |
|             |                    | H型鋼ぐい                      | JISA5526            |
|             |                    | 熱間圧延鋼矢板                    | JISA5528            |
|             |                    | 鋼管矢板                       | JISA5530            |
|             | 9 鋼製支保工            | 一般構造用圧延鋼材                  | JISG3101            |
|             |                    | 六角ボルト                      | JISB1180            |
|             |                    | 六角ナット                      | JISB1181            |
|             |                    | 摩擦接合用高力六角ボルト，六角ナット，平座金のセット | JISB1186            |
| III 瀝青材料    |                    | 舗装用石油アスファルト                | 日本道路規定規格            |
|             |                    | 石油アスファルト乳剤                 | JISK2208            |
| IV 割ぐり石及び骨材 |                    | 割ぐり石                       | JISK5006            |
|             |                    | 道路用碎石                      | JISA5001            |
|             |                    | アスファルト舗装用骨材                | JISA5001            |
|             |                    | フィラー（舗装用石炭石粉）              | JISA5008            |
|             |                    | コンクリート用碎石及び砕砂              | JISA5005            |
|             |                    | コンクリート用スラグ骨材               | JISA5011            |
|             |                    | 道路用鉄鋼スラグ                   | JISA5015            |

## 第3節 再生材

**工事**に使用する材料について、次表に該当するものは再生材を使用するものとする。なお、これにより、難い場合は、**監督員**と**協議**すること。

表 3-1-1 再生材の使用を促す材料

| 資材名      | 名称及び規格                                        | 使用箇所                                                                                              | 品質基準                                                                               |
|----------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 土砂       | 処理土・改良土                                       | ・盛土材，埋戻材                                                                                          | ・広島高速道路公社土木工事共通仕様書<br>・土壌汚染に係る環境基準<br>・建設発生土利用技術マニュアル<br>・道路土工指針<br>・建設汚泥再生利用マニュアル |
| 砂        | 再生砂（RS）                                       | ・遮断層，埋戻材（良質土の無い場合），軟弱地盤の置換材及び凍上抑制層など                                                              | 広島高速道路王者土木工事共通仕様書                                                                  |
| 砕石       | 再生クラッシャーラン（RC40，30）                           | ・埋戻材及び置換材<br>・コンクリートブロック積み，側溝及び擁壁等の構造物の基礎<br>・コンクリートブロック積み，側溝及び擁壁等の構造物の裏込め材<br>・仮設道路の敷砂利<br>・下層路盤 | 広島高速道路王者土木工事共通仕様書                                                                  |
|          | 再生粒度調整砕石（RM30，40）                             | ・上層路盤                                                                                             | 広島高速道路王者土木工事共通仕様書                                                                  |
| アスファルト合材 | 再生細粒度アスコン<br>再生密粒度アスコン<br>（骨材最大粒径は20mm又は13mm） | ・車道，路肩，歩道及び仮設道路などの表層                                                                              | 広島高速道路王者土木工事共通仕様書                                                                  |
|          | 再生粗粒度アスコン<br>（骨材の最大粒径 20 mm）                  | ・中間層及び基層                                                                                          | 広島高速道路王者土木工事共通仕様書                                                                  |
|          | 再生アスファルト安定処理                                  | ・アスファルト安定処理で行う上層路面工                                                                               | 広島高速道路王者土木工事共通仕様書                                                                  |

## 第3編 土木工事共通編

### 第1章 総則

#### 第1節 総則

##### 3-1-1-1 用語の定義

###### 1. 一般事項

土木工事にあつては、**第1編 1-1-1-2 用語の定義**の規定に加え次の用語の定義に従うものとする。

###### 2. 段階確認

**段階確認**とは、**設計図書**に示された施工段階において、**監督員**が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を**確認**することをいう。

###### 3. 検査

検査とは、「広島高速道路公社土木工事検査技術基準」に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。

##### 3-1-1-2 工事費内訳書

###### 1. 工事費内訳書

受注者は、工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、**監督員**を通じて発注者に**提出**しなければならない。

###### 2. 内訳書の内容説明

**監督員**は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。

ただし、内容に関する**協議**等を行わないものとする。

##### 3-1-1-3 工程表

受注者は、契約約款第3条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、**監督員**を通じて発注者に**提出**しなければならない。

##### 3-1-1-4 支給材料及び貸与品

###### 1. 適用規定

土木工事にあつては、**第1編 1-1-1-17 支給材料および貸与品**の規定に加え次の規定による。

###### 2. 貸与機械の使用

受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別途**監督員**との**協議**による。

##### 3-1-1-5 監督員による確認及び立会等

###### 1. 立会依頼書の提出

受注者は**設計図書**に従って**監督員**の**立会**が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により**監督員**に**提出**しなければならない。

###### 2. 監督員の立会

**監督員**は、必要に応じ、**工事現場**又は製作工場において**立会**し、又は資料の**提出**を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

### 3. 確認、立会の準備等

受注者は**監督員**による**確認**及び**立会**に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の準備をしなければならない。

なお、**監督員**が製作工場において**確認**を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

### 4. 確認及び立会の時間

**監督員**による**確認**及び**立会**の時間は、**監督員**の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由がある**監督員**が認めた場合はこの限りではない。

### 5. 順守義務

受注者は、契約約款第9条第2項3号、第13条第2項又は第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、**監督員**の**立会**を受け、材料の**確認**を受けた場合にあっては、契約約款第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。

### 6. 段階確認

**段階確認**は次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、表 3-1-1 段階確認一覧表に示す**確認**時期において、**段階確認**を受けなければならない。  
主要な工事段階の区切りにおける**段階確認**については、**設計図書**又は、**監督員**が**指示**するので、これを施工計画書に記載するとともに**段階確認**を受けなければならない。
- (2) 受注者は、事前に**段階確認**に係る**報告**（種別、細別、施工予定時期等）を**監督員**に**提出**しなければならない。また、**監督員**から**段階確認**の実施について**通知**があった場合には、受注者は、**段階確認**を受けなければならない。
- (3) 受注者は、**段階確認**に臨場するものとし、**監督員**の**確認**を受けた**書面**を、工事完成時までに**監督員**へ**提出**しなければならない。
- (4) 受注者は、**監督員**に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

### 7. 段階確認の臨場

**監督員**は、**設計図書**に定められた**段階確認**において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、**監督員**に施工管理記録、写真等の資料を**提示**し**確認**を受けなければならない。

表 3-1-1 段階確認一覧表

| 種 別                           | 細 別                                     | 確認 時 期                                                                        |
|-------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 指定仮設工                         |                                         | 設置完了時                                                                         |
| 河川土工（掘削工）<br>道路土工（掘削工）        |                                         | 土（岩）質の変化した時                                                                   |
| 道路土工（路床盛土工）<br>舗装工（下層路盤）      |                                         | ブルーフローリング実施時                                                                  |
| 表層安定処理工                       | 表層混合処理・路床安定処理                           | 処理完了時                                                                         |
|                               | 置換                                      | 掘削完了時                                                                         |
|                               | サンドマット                                  | 処理完了時                                                                         |
| バーチカルドレーン工                    | サンドドレーン<br>袋詰式サンドドレーン<br>ペーパードレーン       | 施工時<br>施工完了時                                                                  |
| 締固め改良工                        | サンドコンパクションパイル                           | 施工時<br>施工完了時                                                                  |
| 固結工                           | 粉体噴射攪拌<br>高圧噴射攪拌<br>セメントミルク攪拌<br>生石灰パイル | 施工時<br>施工完了時                                                                  |
|                               | 薬液注入                                    | 施工時                                                                           |
| 矢板工<br>（任意仮設を除く）              | 鋼矢板<br>鋼管矢板                             | 打込時<br>打込完了時                                                                  |
| 既製杭工                          | 既製コンクリート杭<br>鋼管杭<br>H鋼杭                 | 打込時<br>打込完了時（打込杭）<br>掘削完了時（中掘杭）<br>施工完了時（中掘杭）<br>杭頭処理完了時                      |
| 場所打杭工                         | リバース杭<br>オールケーシング杭<br>アースドリル杭<br>大口径杭   | 掘削完了時<br>鉄筋組立て完了時<br>施工完了時<br>杭頭処理完了時                                         |
| 深礎工                           |                                         | 土（岩）質の変化した時<br>掘削完了時<br>鉄筋組立て完了時<br>施工完了時<br>グラウト注入時                          |
| オープンケーソン基礎工<br>ニューマチックケーソン基礎工 |                                         | 鉄杓据え付け完了時<br>本体設置前（オープンケーソン）<br>掘削完了時（ニューマチックケーソン）<br>土（岩）質の変化した時<br>鉄筋組立て完了時 |
| 鋼管矢板基礎工                       |                                         | 打込時<br>打込完了時<br>杭頭処理完了時                                                       |
| 置換工（重要構造物）                    |                                         | 掘削完了時                                                                         |
| 築堤・護岸工                        |                                         | 法線設置完了時                                                                       |
| 護岸工                           | 法覆工（覆土施工がある場合）                          | 覆土前                                                                           |
|                               | 基礎工・根固工                                 | 設置完了時                                                                         |



第3編 土木工事共通編 第1章 総則

| 種別                                                                                                                             | 細別              | 確認時期                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 重要構造物<br>函渠工(樋門・樋管含む)<br>躯体工(橋台)<br>R C躯体工(橋脚)<br>橋脚フーチング工<br>R C擁壁                                                            |                 | 土(岩)質の変化した時<br>床掘削完了時<br>鉄筋組立て完了時<br>埋戻し前                                         |
| 躯体工<br>RC躯体工                                                                                                                   |                 | 杓座の位置決定時                                                                          |
| 床版工                                                                                                                            |                 | 鉄筋組立て完了時                                                                          |
| 鋼橋                                                                                                                             |                 | 仮組立て完了時<br>(仮組立てが省略となる場合を除く)                                                      |
| ポストテンションT(I)桁製作工<br>プレビーム桁製作工<br>プレキャストブロック桁組立工<br>P Cホロースラブ製作工<br>P C版桁製作工<br>P C箱桁製作工<br>P C片持箱桁製作工<br>P C押出し箱桁製作工<br>床版・横組工 |                 | プレストレスト導入完了時<br>横締め作業完了時<br>プレストレスト導入完了時<br>縦締め作業完了時<br>P C鋼線・鉄筋組立完了時<br>(工場製作除く) |
| トンネル掘削工                                                                                                                        |                 | 土(岩)質の変化した時                                                                       |
| トンネル支保工                                                                                                                        |                 | 支保工完了時<br>(支保工変化毎)                                                                |
| トンネル覆工                                                                                                                         |                 | コンクリート打設前                                                                         |
|                                                                                                                                |                 | コンクリート打設後                                                                         |
| トンネルインバート工                                                                                                                     |                 | 鉄筋組立て完了時                                                                          |
| 鋼板巻立て工                                                                                                                         | フーチング定着アンカー穿孔工  | フーチング定着アンカー穿孔完了時                                                                  |
|                                                                                                                                | 鋼板取付け工, 固定アンカー工 | 鋼板建込み固定アンカー完了時                                                                    |
|                                                                                                                                | 現場溶接工           | 溶接前                                                                               |
|                                                                                                                                |                 | 溶接完了時                                                                             |
|                                                                                                                                | 現場塗装工           | 塗装前                                                                               |
|                                                                                                                                |                 | 塗装完了時                                                                             |

### 3-1-1-6 数量の算出

#### 1. 一般事項

受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

#### 2. 出来形数量の提出

受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（平成19年8月広島高速道路公社）及び**設計図書**に従って、出来形数量を算出し、その結果を**監督員**からの請求があった場合は速やかに**提示**するとともに、工事完成時までに**監督員**に**提出**しなければならない。出来形測量の結果が、**設計図書**の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、**設計図書**に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

### 3-1-1-7 工事完成図の納品

受注者は、工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた次の書類を**工事完成図書**として**納品**しなければならない。

- (1) 工事打合せ簿（出来形、品質管理資料を含む）
- (2) 施工計画書
- (3) 完成図面
- (4) 工事写真
- (5) 段階確認書

### 3-1-1-8 施工管理

#### 1. 適用規定

土木工事にあつては、**第1編 1-1-1-26 施工管理**の規定に加え次の規定による。

#### 2. 品質記録台帳

受注者は、**工事**に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（建設大臣官房技術調査室長通達，昭和60年9月24日）に基づいて品質記録台帳を**提出**しなければならない。

### 3-1-1-9 工事中の安全確保

#### 1. 適用規定

土木工事にあつては、**第1編 1-1-1-29 工事中の安全確保**の規定に加え次の規定による。

#### 2. 建設工事公衆災害防止対策要領

受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達，平成5年1月12日）を順守して災害の防止を図らなければならない。

#### 3. 使用する建設機械

受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、**設計図書**により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、**監督員**の**承諾**を得て、それを使用することができる。

### 3-1-1-10 交通安全管理

#### 1. 適用規定

土木工事にあつては、**第1編 1-1-1-35 交通安全管理**の規定に加え次の規定による。

#### 2. 工事用道路の維持管理

受注者は、**設計図書**において指定された工事用道路を使用する場合は、**設計図書**の定めに従い、工事用道路を使用する場合は、**設計図書**の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。

#### 3. 施工計画書

受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に**指示**する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

### 3-1-1-11 工事測量

#### 1. 適用規定

土木工事にあつては、**第1編 1-1-1-40 工事測量**の規定に加え次の規定による。

#### 2. 仮設標識

受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。

### 3-1-1-12 提出書類

#### 1. 一般事項

受注者は、**提出書類**を通達、マニュアル及び様式集等により作成し、**監督員**に**提出**しなければならない。これに定めのないものは、**監督員**の**指示**する様式によらなければならない。

#### 2. 設計図書に定めるもの

契約約款第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係る請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、**監督員**に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

### 3-1-1-13 創意工夫

受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、**工事完成図書**までに所定の様式により、**監督員**に**提出**する事ができる。